

委員会発議案第1号

令和3年度自動車関係諸税の簡素化，負担軽減を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり，会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和2年9月25日

鈴鹿市議会議長
大杉 吉包 様

提出者
総務委員会
委員長 宮本 正一

(提案理由)

国に対し，令和3年度自動車関係諸税の簡素化，負担軽減を要請するため。

令和3年度自動車関係諸税の簡素化、負担軽減を求める意見書

私たちの生活必需品である自動車に関わる税については昨年度、取得税は廃止されたものの、保有・走行の各段階においては引き続き、複雑且つ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や二重課税といった様々な課題が依然として残されている。また、国際的な水準比較からもユーザー負担の軽減が十分でない中、令和2年度税制改正においても自動車税制の抜本的改革につながる新たな道筋は示されず、複雑な税体系のままとなっている。

自動車を保有し移動せざるを得ない地方ほど、世帯あたりの自動車関係諸税の負担が過重である現状において、日常生活の重要な交通手段である自動車税制の簡素化、負担軽減は、地方経済の活性化に貢献が期待される。

また、誰もが自由で安全な移動を享受できる社会の実現に向けては、先進安全技術や自動運転技術などが搭載された自動車の技術にライドシェアサービスなどと連動し「つながる車」を普及する後押しをすることは、これからの日本において大変重要なことであると考えられる。

以上のような理由から、下記のとおり要請する。

記

- 1 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る
 - (1) 自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止する
 - (2) 自動車税・軽自動車税（環境性能割含む）の負担軽減措置を講ずる

- 2 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る
 - (1) 燃料課税の「当分の間として措置される税率」を廃止する
 - (2) 複雑な燃料課税の簡素化
 - (3) タックス・オン・タックスの解消

- 3 自動車使用に係るユーザー負担の軽減を図る
 - (1) 自動車保険（任意保険）の所得控除対象化
 - (2) 高速道路料金の引き下げ
 - (3) 「サポカー補助金」の年齢制限の拡充（全年齢）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

鈴鹿市議会議長 大杉吉包